

# 告示

## 埼玉県告示第七百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
コンフォート春日部クリニック	名称	春日部クリニック	コンフォート春日部クリニック

### 二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所所在地	名称		
早川 洋介	さいたま市北区宮原町四―九二―一七	北彩ケアマッサージ	さいたま市大宮区大成町三―三三九―二光ビル	ひかり訪問鍼灸・マッサージ
細淵 大貴	さいたま市見沼区東大宮四―二六―三四―一一	アメニティサービス	さいたま市見沼区東大宮四―二六―三四―一一	ホワイト治療院

松村 哲也				金井 貴紘		佐々木 努		稲垣 国治	氏 名
施術所				施術所		施術所		施術所	変更事項
所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	
(追加)	(追加)	熊谷市村岡三〇〇 ―五―一〇二一	KEiROW熊谷 中央ステーション	東京都荒川区西日 暮里三―六―九	ひらいはりきゆう整 骨院西日暮里院	狭山市南入曾二六 四―一〇三	きらり訪問マッサー ジ	川口市栄町一―一 〇―一〇―六〇五	変 更 前
久喜市久喜中央二 ―四―二六コバヤシ ハウス二〇三	訪問鍼灸マッサー ジKEiROW久 喜ステーション	加須市久下二―五 ―九スカイハイツB 棟一〇三	訪問鍼灸マッサー ジKEiROW加 須中央ステーション	さいたま市浦和区東 仲町一七―一ソレイ ユ浦和II	ひらいはりきゆう接 骨院浦和院	東京都東村山市美 住町一―一九―一 ―八〇五	マッサージ リビル ド多摩	川口市西青木二― 一七―一五―三〇 八	変 更 後